

ストレージパリティの達成に向けた
太陽光発電設備等の価格低減促進事業
(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)
公募説明会

令和3年4月

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

目次

1. 事業の目的
2. 対象事業
3. 応募に必要な書類等
4. 事業の実施に係る留意事項
5. 問い合わせ先

1. 事業の目的

【グリーン社会の実現のためのオンサイトPPA等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業：令和2年度3次補正予算 8,000百万円】

- ・ ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- ・ 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- ・ 地域の再エネの効率的活用に資するコンテナ型データセンター導入促進事業

本事業は、オンサイトPPAモデル等による自家消費型の太陽光発電設備や動く蓄電池としての電気自動車を含む蓄電池等を導入する事業に要する経費の一部を補助することにより、価格低減を図りつつ、地域の再エネ主力化とレジリエンス向上を図り、2050年カーボンニュートラルなグリーン社会の実現を強力に推進することを目的とします。



【画像出典】
事業概要 (グリーン社会の実現のためのオンサイトPPA等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 / 環境省 地球環境局)

需要家

- ・ 再エネ電気を購入
- ・ RE100に活用可能
- ・ 長期固定価格
- ・ 電気代上昇リスク低減
- ・ 電力使用分のみ支払

PPA事業者

- 太陽光パネルの
- ・ 所有権を保持
- ・ 維持管理を実施

2. 対象事業

対象事業	契約形態	基準額			
		太陽光発電設備	定置用蓄電池	車載型蓄電池	充放電設備
ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 <small>(企業等の需要家の実情に応じて停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備や車載型蓄電池、定置用蓄電池等の導入を行う事業)</small>	オンサイト PPAモデル	定額 (5万円/kW*) + 設置工事費相当額10万円**	産業用： 定額 (6万円/kWh) 及び設置工事費相当額 定額 (10万円) を合算した額と 間接補助対象経費に <u>3分の1</u> を乗じて得た額とを比較して少ない方の額	定額**** (蓄電容量 (kWh) × 1/2 × 2万円)	2分の1**** + 設置工事費 定額 (上限額: 1基あたり産業・業務用95万円、家庭用40万円)
	自己所有	定額 (4万円/kW*) + 設置工事費相当額10万円**	家庭用***： 定額 (2万円/kWh) 及び設置工事費相当額 定額 (10万円) を合算した額と 間接補助対象経費に <u>5分の1</u> を乗じて得た額とを比較して少ない方の額		
	ファイナンスリース契約	定額 (4万円/kW*) + 設置工事費相当額10万円**	家庭用***： 定額 (2万円/kWh) 及び設置工事費相当額 定額 (10万円) を合算した額と 間接補助対象経費に <u>5分の1</u> を乗じて得た額とを比較して少ない方の額		

※補助金の上限額は、1需要地あたり2億円

* 基準額の算定に用いる太陽電池出力は、太陽電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方で、kW単位の小数点以下を切り捨て

** 太陽光発電設備の基準額としての設置工事費相当額は、工事費に関わらず一律10万円

*** 家庭用：4,800Ah・セル未満

**** 令和3年度CEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする

2-1. 補助金の基準額の算定方法

〈太陽光発電設備の算定例〉

オンサイトPPAモデルで

- ・ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 1,200kW
- ・ パワーコンディショナーの定格出力 1,000kW
を導入する場合、
基準額は1,000kW × 5万円/kW + 10万円 = 5,010万円となる



※ 補助金所要額の算定方法は公募要領・交付規程の別表第1参照のこと
本補助金は基準額 = 補助金所要額となる場合が多い

〈定置用蓄電池の算定例〉

産業用蓄電池1,000kWh (PCS一体型でない) を導入し、
工事費込みの定置用蓄電池のみの間接補助対象経費が1.5億円の場合、
目標価格1,000kWh × 21万円/kWh = 2.1億円をクリアしており、
基準額は

・ 1,000kWh × 6万円/kWh + 10万円 = 6,010万円

・ 1.5億円 × 1/3 = 5,000万円

により、5,000万円となる

※ 補助金所要額の算定方法は公募要領・交付規程の別表第1参照のこと
本補助金は基準額 = 補助金所要額となる場合が多い



2-2. 補助金に申請できる者

- ア. 民間企業* (導入する設備等をファイナンスリース契約により提供する契約を行う民間企業を含む**)
- イ. 青色申告を行っている個人事業主 (税務代理権限証書の写し、税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明、又は税務署の受取り受領印が押印された確定申告Bと所得税青色申告決算書の写しを提出できること)
- ウ. 独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第2条第1項に規定する独立行政法人
- エ. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- オ. 地方公共団体 (定置用蓄電池又は車載型蓄電池等を導入する者で、太陽光発電設備を導入する民間企業と共同申請をする場合に限る)
- カ. 個人*** (定置用蓄電池又は車載型蓄電池等を導入する者で、太陽光発電設備を導入する民間企業と共同申請をする場合に限る)
- キ. その他環境大臣の承認を経て機構が認める者

* 上記の「民間企業」は、本事業においては、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・信用金庫・相互会社・有限会社のほか、学校法人、医療法人、社会福祉法人、事業ごとに特別法の規定に基づき設立された協同組合等を言う

** 本事業においては、地方公共団体が設置又は管理を行う施設にファイナンスリース契約により設備等導入を行う場合は補助対象外とする

*** 「個人」が所有する戸建て住宅等については、オンサイトPPAモデルまたはファイナンスリース契約により申請すること「個人」が太陽光発電設備を自己所有することによる申請は不可

2-3. 事業要件

- I. 平時において導入施設で自家消費することを目的に*、かつ停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した太陽光発電設備等を導入すること
- II. オンサイトPPAモデルによる導入の場合は、補助金額の5分の4以上が、サービス料金の低減等により、需要家に還元されるものであること
- III. ファイナンスリースによる導入の場合は、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること
- IV. 戸建て住宅を除き、太陽電池出力が10kW以上であること
- V. 本補助事業の実施により得られる環境価値を需要家に帰属させるものであること
- VI. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)による売電を行わないものであること。また、令和4年度に運用開始が予定されているFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないものであること
- VII. 応募時に、設備の設置場所、需要家及び申請者を含む全ての補助事業者が確定していること**
- VIII. 太陽光発電設備等の設置や電力供給等、補助事業の実施にあたっては、関係諸法令・基準等を遵守すること
- IX. CO2削減が図れるものであること

* 自己託送等を前提とした対象施設内で自家消費し切れない規模の太陽光発電設備の申請は不可

** 補助事業を2者以上で実施する場合は、補助金の交付の対象になり得る事業者のうち、補助金の交付を受ける事業者を代表申請者とし、それ以外の事業者を共同申請者とすること(申請後の変更は不可)
需要家は共同事業者とすること(オンサイトPPAモデル・ファイナンスリース契約で需要家を共同事業者としない申請は不可)

2-4. 対象とする設備

〈太陽光発電設備〉

- 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有すること
(ただし、蓄電池又は非常用発電設備を併設し、停電時にも必要な電力を供給できる場合はその限りではない*)
- FIT (固定価格買取制度) による売電は不可。また、令和4年度に運用開始が予定されている FIP (Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと
- 導入する設備から得られるエネルギー量が、原則として平時に使用するエネルギー量を考慮した適正な量であること
- 太陽電池出力が10kW以上であること (戸建て住宅を除く)

* 様式B-2「特定負荷表」に計上した停電時に必要な電力をまかなえるシステムになっていることを条件に (対象施設で停電時に必要な電力をまかなえない申請は不可)、次の申請パターンは可

- 定置用蓄電池・非常用発電設備は導入せず、自立運転機能付きのパワーコンディショナーを導入する
- 自立運転機能付きのパワーコンディショナーは導入せず、定置用蓄電池・非常用発電設備を導入する (既設の場合を含む)

〈定置用蓄電池 (蓄電池設備のみの申請は不可)〉 ※詳細については公募要領を参照のこと

- 据置型 (定置型) に限る
- 太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること (停電時のみの使用は不可)*
- 目標価格以下の蓄電システムであること
 - 〈産業用〉 2021年度 産業用蓄電池 目標価格 21万円/kWh (工事費込み)**
 - 〈家庭用〉 2021年度 家庭用蓄電池 目標価格 16.5万円/kWh (工事費込み)**

* 太陽光発電設備によって発生した電力をもっぱら対象施設内で使用し、定置用蓄電池に電力使用量の多い平日は充電せず、土日にのみ充電するといった、平時における充放電を前提としない申請は不可。原則として、毎日一定量の充放電を行うこと (太陽光発電設備によって発電した電力を対象施設内で使用し切れなかったときにだけ充電し、系統からの充電をメインにしているシステムは不可)

** 目標価格の算定は定置用蓄電池のみ (工事費込み) の経費に基づき行うため、太陽光発電設備等と経費を切り分けた見積書を取得すること (工事費等の切り分けができていない申請は不可)

〈車載型蓄電池*〉

- 外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(車載型蓄電池)で、かつ、充放電設備と同時に導入するもの(令和3年度経済産業省クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の「補助対象車両一覧」の銘柄)に限る
- 令和3年度CEV補助金の「補助対象車両一覧」が公開されるまでは、令和2年度CEV補助金の「補助対象車両一覧」を踏まえて申請すること。ただしその場合でも、完了実績報告は令和3年度CEV補助金の「補助対象車両一覧」に基づき行うこと

〈充放電設備*〉

- 平時において、太陽光発電設備から電力供給が可能となるよう措置されている場合に限る
- 災害等による停電発生時において、本補助金を活用して導入した車載型蓄電池から施設へ電力供給が可能となるよう措置されているものに限る
- 補助対象となる充放電設備は令和3年度CEV補助金の「V2H充放電設備」の「補助対象V2H充放電設備一覧」に限る
- 令和3年度CEV補助金の「補助対象V2H充放電設備一覧」が公開されるまでの扱いは車載型蓄電池と同様

* CEV補助金との併用は不可
 車載型蓄電池のみ、充放電設備のみの申請は不可(太陽光発電設備の導入が必須)

(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額

【電気自動車】				2021年2月12日現在		
メーカー名・車名	型式	補助金交付額(千円)	給電機能の有無※1 有※2 無※3	参考		
				一充電走行距離km	定価(円)※4	補助率
普通自動車	日産 e-NV200ワゴン G 5人乗り(40kWhモデル)	220	—	300	4,260,000	1/1
	G 7人乗り(40kWhモデル)	220	—	300	4,410,000	1/1
	GXルートン 16モデル	210	—	190	3,253,000	1/1
	GX 2人乗り 16モデル	210	—	190	3,253,000	1/1
	GX 5人乗り 16モデル	208	—	188	3,464,000	1/1
	日産 e-NV200 バン VXルートン 16モデル	210	—	190	3,050,000	1/1
	VX 2人乗り 16モデル	210	—	190	3,050,000	1/1
	VX 5人乗り 16モデル	208	—	188	3,265,000	1/1
	S	420	—	400	3,024,000	1/1
	X	420	—	400	3,472,000	1/1
日産 リーフ	X 10万台記念車	420	—	400	3,433,000	1/1
	X V セレクション	420	—	400	3,688,000	1/1
	G	420	—	400	3,809,000	1/1
	NISMO	320	—	350	3,904,000	1/1
	e+ X	420	—	570	4,010,000	1/1
	e+ G	420	—	570	4,544,000	1/1
	AUTECH(20モデル)	378	—	379	3,722,000	1/1
	e+ AUTECH(20モデル)	420	—	534	4,260,000	1/1
	AUTECH(19モデル)	400	—	390	3,640,000	1/1
	e+ AUTECH(19モデル)	420	—	560	4,104,000	1/1

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/r02/R2_meigaragotojougen.pdf

(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額

【V2H充放電設備】		補助金上限額: 750千円	2021年3月26日現在		
メーカー名	型式	補助金交付額(千円)	参考		
			センター承認本体価格(円)	定価(円)※	補助率
アイケイエス	S06JP010V	750	1,900,000	オープン価格	1/2
	S06JP020V	750	1,500,000	オープン価格	1/2
	T10JP010V	750	2,300,000	オープン価格	1/2
GSユアサ	VOX-10-T3-D	750	2,500,000	オープン価格	1/2

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/r02ho/r02ho_v2h_meigaragotojougen.pdf

2-5. 補助事業期間

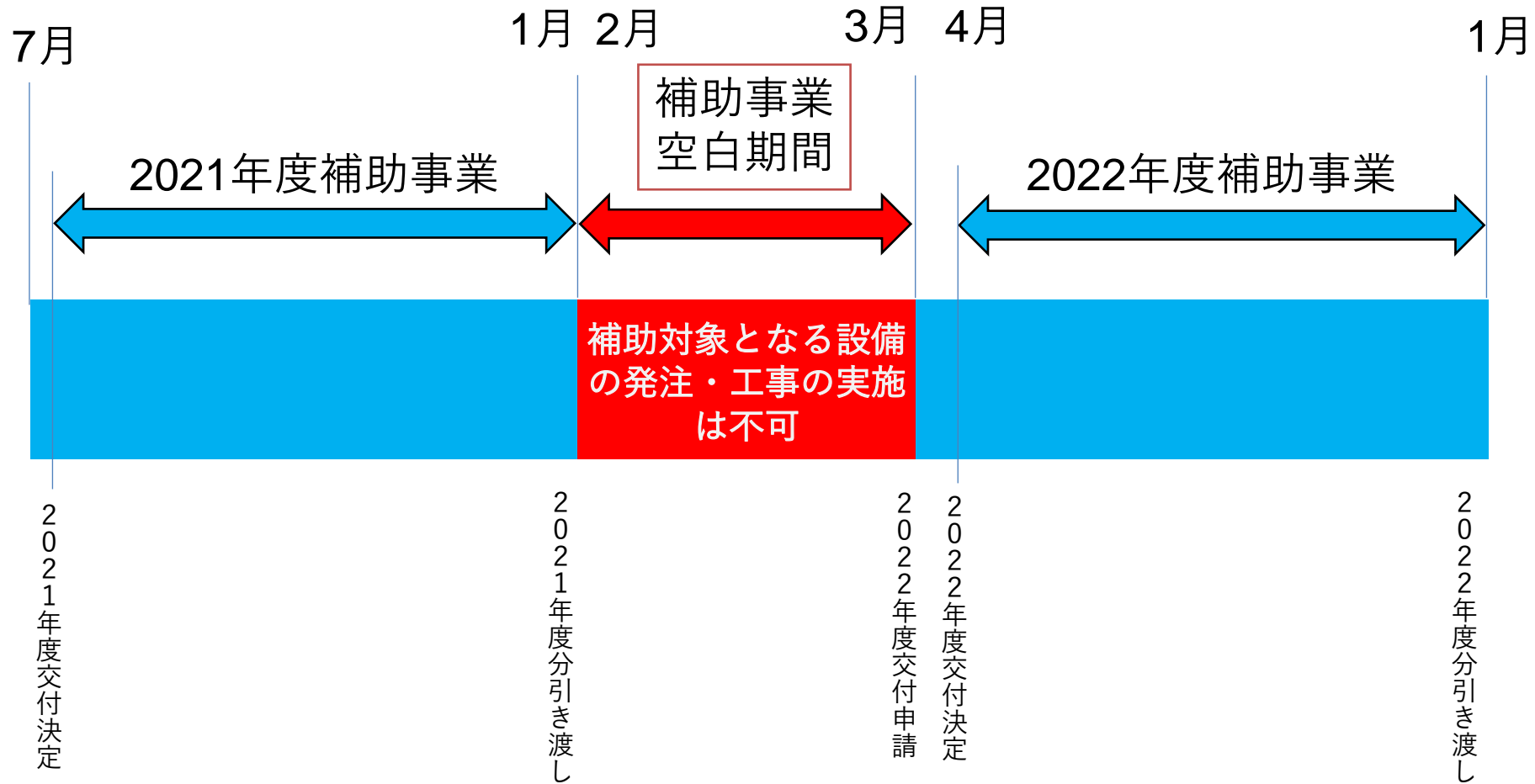
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
応募申請	←					→								
審査・採択		←									→			
交付申請			←								→			
交付決定			←							→				
補助事業の実施			←								→			※ 事業完了が2月以降の申請は不可
完了実績報告				←								→		
補助金額の確定					←								→	
補助金の支払						←						→	※ 補助金額の確定次第、随時	

※スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性がある

●補助事業の完了(支払の完了)は原則として単年度内(当該年度の1月31日まで)

●完了実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内または補助事業の完了した日の属する年度の2月10日のいずれか早い日

2-6-1. 複数年度事業のイメージ



- ※初年度に完成する太陽光発電設備等が無く (初年度が基礎工事のみ、物品の発注のみ、実施設計のみといった申請)、公募要領・交付規程の別表第1に基づく初年度の補助金所要額が0円となる申請は不可
- ※発注～納品・設置が空白期間 (2～3月) をまたぐ申請は不可。当該年度の事業期間内に必ず完了させること
- ※空白期間に補助対象外の工事等を実施することは可

2-6-2. 複数年度事業の注意点

1. 本補助金は予算が成立した年度にのみ行われる単年度のものであり、**原則単年度**に完了する事業を対象としている
2. ただし、単年度での実施が困難な事業については、応募時に**年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書**が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年度以内とすることができる
3. その場合であっても、当該年度の交付決定を受けるまで、補助対象となる工事を実施することはできず、公募要領に定めた事業期間に含まれない期間については必ず**空白期間(2～3月)**を設定する必要がある
4. 次年度以降の補助事業は、国において所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、**2年度目の補助金の交付決定を保証するものではなく**、大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合がある
5. 諸事情により**2年度目に事業を中止・廃止した場合**、初年度に交付した**補助金の返還が必要**となることがある

2-7. オンサイトPPAモデル

- 太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、**所有 (第三者所有*)**・維持管理等 (維持管理を当該需要家が行う場合を含む) をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう
- 補助金額5分の4以上が、サービス料金の低減等により、需要家に還元されるものであり、補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 (需要家とのPPA契約書等) の提出を交付の条件とする

* 次の場合は「第三者所有」とはみなせないため、本補助金における「オンサイトPPAモデル」として不可。ただし、自己所有での申請は可

- PPA事業者と需要家が親会社・子会社・孫会社など、資本関係にある場合 (グループ内の法人を需要家とする申請は不可)
- PPA事業者と需要家の代表者が同一人物であり、需要地の土地・建物の所有者がPPA事業者である場合など

2-8. 土地・建物の権利関係が確認できる書類

- A) 【自社所有の土地・建物の場合】
土地・建物が自社所有であることが確認できる登記簿謄本等を添付すること。その場合、設備設置承諾書の提出は必要ない
- B) 【自社所有の土地・建物でない場合】
土地・建物の賃貸借契約書等に加えて、土地・建物の所有者からの設備設置承諾書*を提出すること。賃貸借契約書等に記載された契約期間が補助対象設備の法定耐用年数期間 (太陽光発電設備は17年間) に満たない場合、補助金の代表申請者の名義で作成した補助対象設備を法定耐用年数期間、確実に使用する旨 (契約の延長などの具体的な措置や契約を更新しなかったときの補助金の返還等) を記載した「確約書 (様式任意)」を提出すること
- C) 【建物は自社所有だが、土地が自社所有でない場合】
建物に関してはA、土地に関してはBの書類を提出すること

※ 補助対象設備を建物の屋根などに設置し、地面には設置しない場合、土地の所有者からの設備設置承諾書は省略することができる

※ 補助対象設備を土地 (施設内の空き地等) に直接設置する場合、建物の所有者からの設備設置承諾書は省略することができる

* 賃貸借契約書で土地・建物の補助対象設備を設置することや法定耐用年数期間における使用に支障が無いことを確認できる場合は、その旨を記載した「確認書」を代表申請者の名義で作成し、設備設置承諾書に代えることは可

2-9. 主な評価ポイント

A) ストレージパリティの達成への取り組み (蓄電池の導入)

B) エネルギー起源CO2排出削減効果

▶ 設備導入によるCO2削減量 [t-CO2/年]

▶ 費用効率性 (1t-CO2削減当たりのコスト)

C) 経営基盤

▶ 代表申請者、共同申請者 (需要家を含む) の経営の健全性・事業の継続性
(直近の3決算期の貸借対照表及び損益計算書における当期純利益
・自己資本 (純資産) ・自己資本比率・流動比率等)

※ 補助金で取得した財産は当該財産の処分制限期間 (法定耐用年数) は補助金の交付目的に沿って使用していただく必要があり、そのための健全な経営基盤を有することが求められる

D) RE100等への取組

▶ 再エネ100%の電力調達、RE100加盟等

※具体的な評価方法は審査委員会にて決定

A) 定置用蓄電池の導入は加点要素ではあるが、太陽光発電設備のみの申請も可

B) 太陽光発電設備のみの申請と太陽光発電設備と定置用蓄電池等を組み合わせた申請の費用効率性は別々に審査する予定

C) 代表申請者のみならず、該当する場合、共同申請者・共同事業者 (需要家) の貸借対照表・損益計算書を必ず提出すること (省略不可)

D) 需要地 (需要家) において、①RE100に加盟・②再エネ100%の電力調達・③ReActionに加盟・④SBT (Science Based Targets) において目標を設定済みの場合、加点予定

3. 応募に必要な書類等

A. 応募申請書

1. 様式第1 応募申請書
2. 提出書類チェックリスト

B. 実施計画書

1. 別紙1 実施計画書
2. 導入量算出表
3. 太陽光発電設備 系統別リスト
4. ランニングコスト削減額根拠資料
5. CO2削減量等計算表
6. 事業の実施スケジュール
7. 導入を予定している機器の仕様書
8. 単線結線図
9. 事業の実施体制表
10. 対象施設の地図・外観写真・
設備の設置場所写真

C. 経費関係書類

1. 別紙2 経費内訳
2. 経費内訳表
3. 見積書
4. 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱い
チェックリスト
5. 資金計画表

D. その他資料

1. 会社概要
2. 定款
3. 経理的基礎等に関する書類
4. 暴力団排除に関する誓約事項
5. 契約関係資料
【オンサイトPPAモデル、ファイナンスリース契約の場合】
6. 需要家への補助金の還元方法
【オンサイトPPAモデル、ファイナンスリース契約の場合】
7. 設備設置承諾書等の写し
【設備所有者と土地・建物所有者が異なる場合】
8. その他参考資料

A-2 提出書類チェックリスト

【申請に係る確認事項】

〈共通〉

- 公募要領、交付規程、Q&Aを全て熟読し、補助事業の内容を理解した上で申請します。
- 本補助事業の実施により得られる環境価値については、需要家に帰属させます。
- 設備の設置場所、需要家及び申請者を含む全ての補助事業者が確定した状態で申請を行います。申請後の変更は認められないことを理解しています。
- 太陽光発電設備等の設置や電力供給等、補助事業の実施にあたっては、関係諸法令・基準等を遵守します。
- 申請時に算定したCO2削減量及び費用効率性が完了実績報告までの間に悪化した場合、補助金の交付の取り消しがあり得ることを理解しています*。
- 太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池等の納期を確認し、公募要領に定められた事業期間内に調達できない製品は含まれておらず、事業期間内に事業が完了するスケジュールで申請します。
- 補助対象設備の設置に関して、太陽光パネルの設置場所(面積)や建物の構造(屋根の耐荷重や形状等)や配線のルートなどを現場確認等を行い、問題が無いことを確認しています(申請後に設備内容の変更や辞退とならないようにすること)。
- 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者(代表申請者・共同申請者・共同事業者)の自社製品の調達等に係る経費があり、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費を計上します。
- 申請書は複数名でのチェックを行い、記入した情報が正しいことや根拠資料が確認できることを複数人で確認した上で提出します。

* 対象施設で自家消費できる電力量の分析が不正確で、費用効率性等が悪化した場合、補助金の交付が取り消しとなる可能性があるため、十分精査した上で申請すること(自家消費の分析ができていない状態で、太陽光発電設備で発電した電力量を全て対象施設で自家消費できると断定しないこと)

〈オンサイトPPAモデルの場合〉

- PPA契約期間満了後に太陽光発電設備等の譲渡を受け、法定耐用年数期間経過後に当該太陽光発電設備等の廃棄を行う場合には、当該譲渡を受けた者の責任において行う必要があることを理解しています。
- 補助金額の5分の4以上が、サービス料金の低減等 (税抜価格での比較) により、需要家に還元される契約を需要家と締結します。
- 需要家から工期 (工事や停電等の実施が可能な日を含む) や契約内容 (工事期間中や契約期間中に発生した事故等の責任の所在を含む) について合意を得ています*。

* 需要家との調整不足により契約時に辞退とならないよう、十分調整した上で申請すること

〈ファイナンスリース契約の場合〉

- 補助金相当分がリース料金から控除される契約を需要家と締結します (残価による還元は不可)。

B-3 太陽光発電設備 系統別リスト

シート右下の【停電時の消費電力判定】は「A=B」かつ「A≤C」のときに○が表示され、それ以外の場合は「入力エラー」が表示される

- A) 「負荷の停電時(自立運転時)の消費電力[kW]の合計」
- B) 「シート“B-2-太”の〈特定負荷表〉消費電力合計[kW]★」
- C) 「パワーコンディショナーの自立運転時の出力電力[kW]の合計」

※シートB-3はB-2の〈特定負荷表〉を系統別に分解したもの。

AとBが小数点以下まで一致しないと、○が表示されないので注意すること

※自立運転機能付きのパワーコンディショナーは導入せず、定置用蓄電池・非常用発電設備で特定負荷をまかなう場合は、「入力エラー」が表示されていても構わないので、添付資料等で特定負荷をまかなえることを示すこと

項目	太陽光パネル			パワーコンディショナー									過積載率 [%]	蓄電池			負荷			備考
	公称最大出力 [W]	枚数	合計値 [kW]	平時運転時				自立運転時				平時-災害時 切換え方法		容量 [kWh]	数量	合計容量 [kWh]	平時	停電時(自立運転時)		
				出力	出力電圧 [V]	出力電流 [A]	出力電力 [kW]	出力	出力電圧 [V]	出力電流 [A]	出力電力 [kW]						活用方法 (記述)	特定負荷 (記述)	消費電力 [kW]	
系統1	300	40	12.000	三相交流	200	28.3	9.800	三相交流	100	20	3.460	自動	122.45	10.00	1	10.00	自家消費	照明 携帯電話充電用コンセント POSレジ用コンセント	20.000	日中・夜間共に、非常用コンセントとして利用可能
系統2	300	40	12.000	三相交流	200	28.3	9.800	三相交流	100	20	3.460	自動	122.45	10.00	1	10.00				
合計	—	—	120.000	—	—	—	98.000	—	—	—	34.600	—	122.45	—	—	20.00	—	—	20.000	
			○	【太陽光判定】				○	【パワーコンディショナー判定】										○	【停電時の消費電力判定】

B-9 事業の実施体制表

※補助事業を2者以上で実施する場合は、補助金の交付の対象になり得る事業者のうち、補助金の交付を受ける事業者を「代表申請者」とし、それ以外の事業者を「共同申請者」とすること（申請後の変更は不可）。
また、需要家を「共同事業者」とすること

号

※補助事業を2者以上で実施する場合で、「共同申請者」がいる場合は「二号」（交付規程第3条第3項）、それ以外の場合は「一号」（交付規程第3条第3項）で申請すること

※「二号」の場合、「代表申請者」も「共同申請者」も「代表事業者」になる（連名での申請）



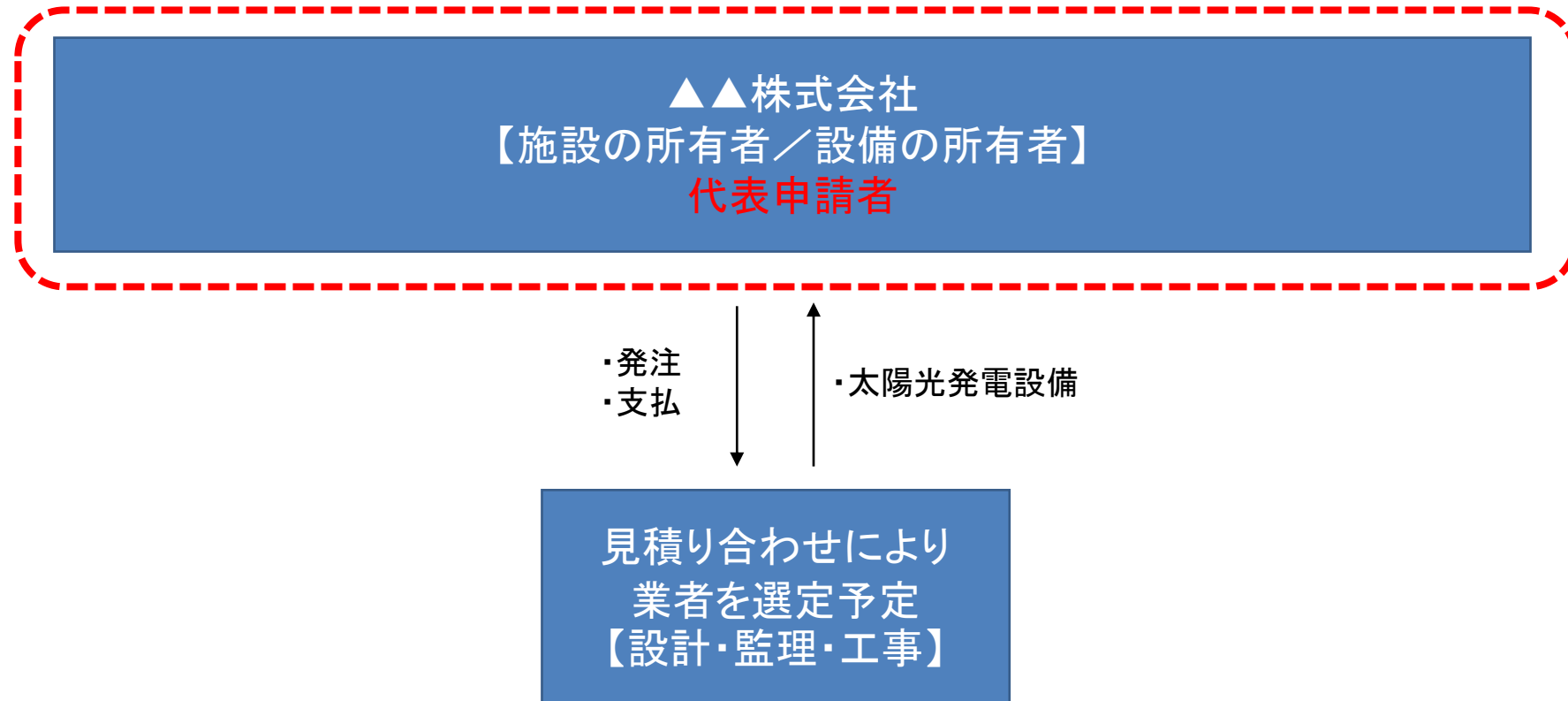
・「代表申請者」「共同申請者」
を赤色の点線で囲むこと



・「共同事業者 (需要家)」を
青色の点線で囲むこと

事業の実施体制表 ※自己所有により太陽光発電設備を導入する場合の記入例

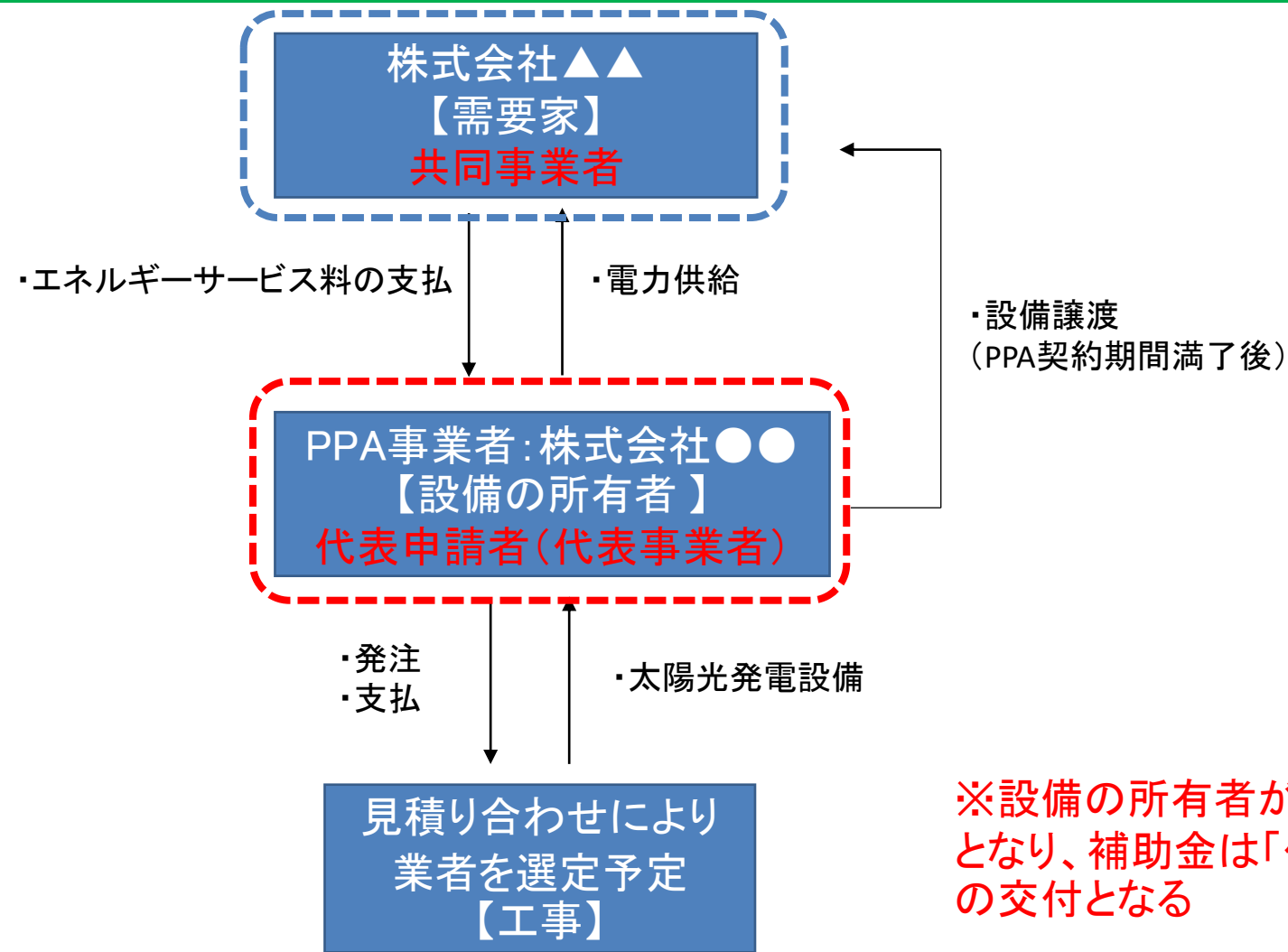
※以下のパターンによる自己所有による申請の場合、
「代表申請者」のみのため、「一号」または「二号」を選択しないこと



※申請時に、設備の設置場所、需要家及び申請者を含む全ての補助事業者が確定していること
※補助対象設備の発注先の工事会社等は未定でも可
(代表申請者の変更を含め、申請後の実施体制表の変更は認められないので注意すること)

事業の実施体制表 ※PPAにより太陽光発電設備を導入する場合の記入例

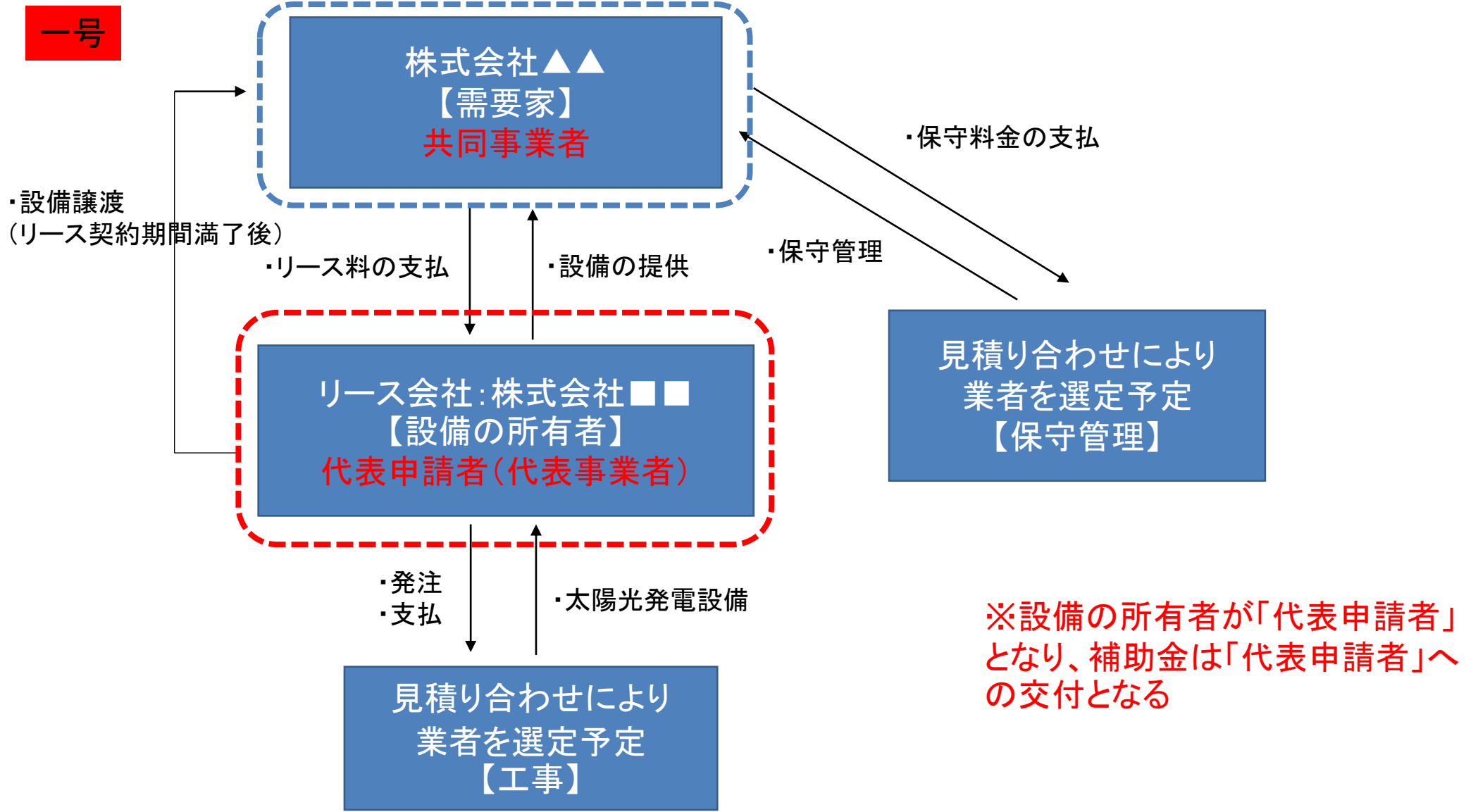
一号



※設備の所有者が「代表申請者」となり、補助金は「代表申請者」への交付となる

※申請時に、設備の設置場所、需要家及び申請者を含む全ての補助事業者が確定していること
※補助対象設備の発注先の工事会社等は未定でも可
(代表申請者の変更を含め、申請後の実施体制表の変更は認められないので注意すること)

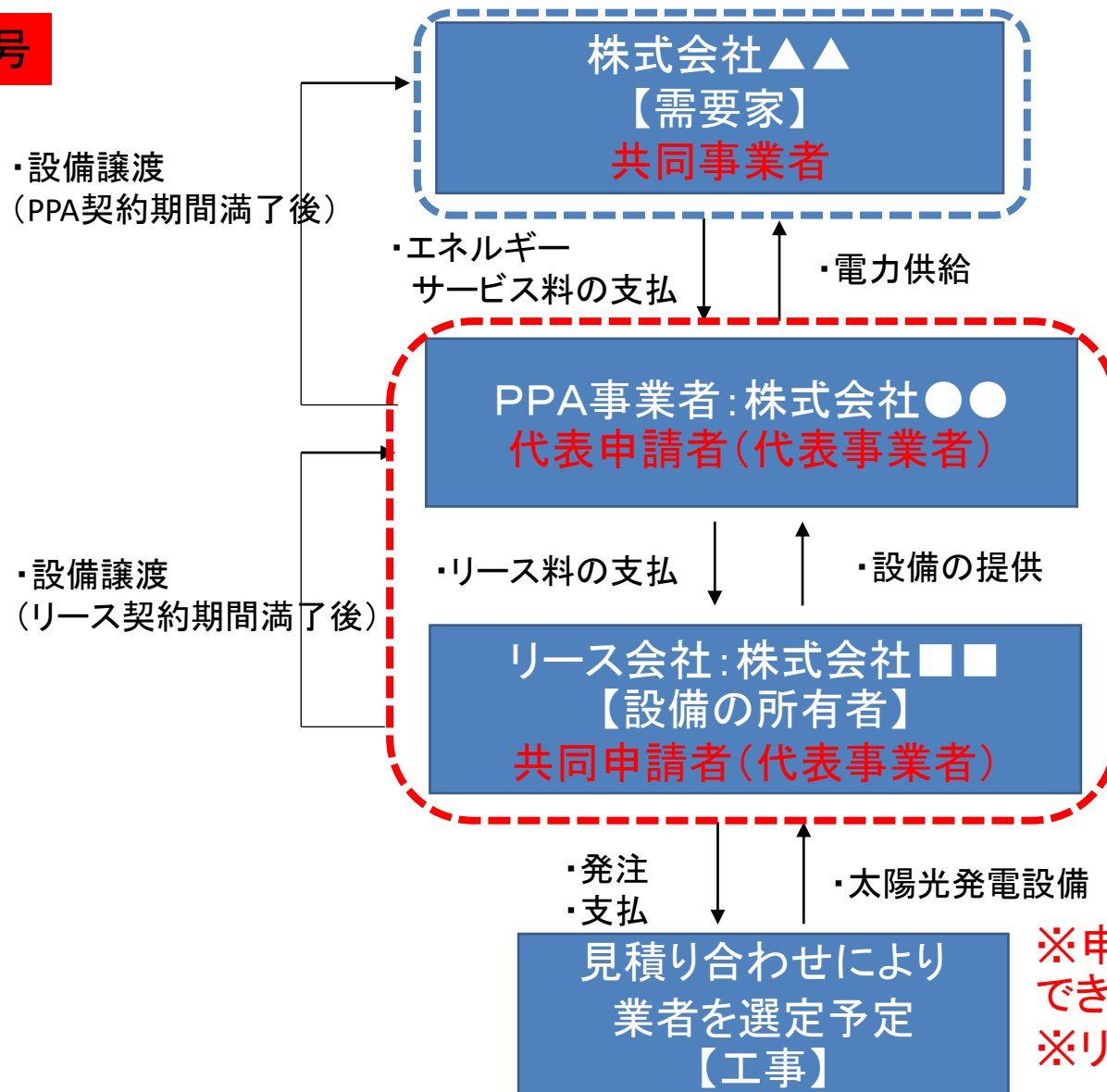
事業の実施体制表 ※ファイナンスリース契約により太陽光発電設備を導入する場合の記入例



※申請時に、設備の設置場所、需要家及び申請者を含む全ての補助事業者が確定していること
※補助対象設備の発注先の工事会社等は未定でも可
(代表申請者の変更を含め、申請後の実施体制表の変更は認められないので注意すること)

事業の実施体制表 ※PPAにより太陽光発電設備を導入し、リース契約を伴う場合の記入例

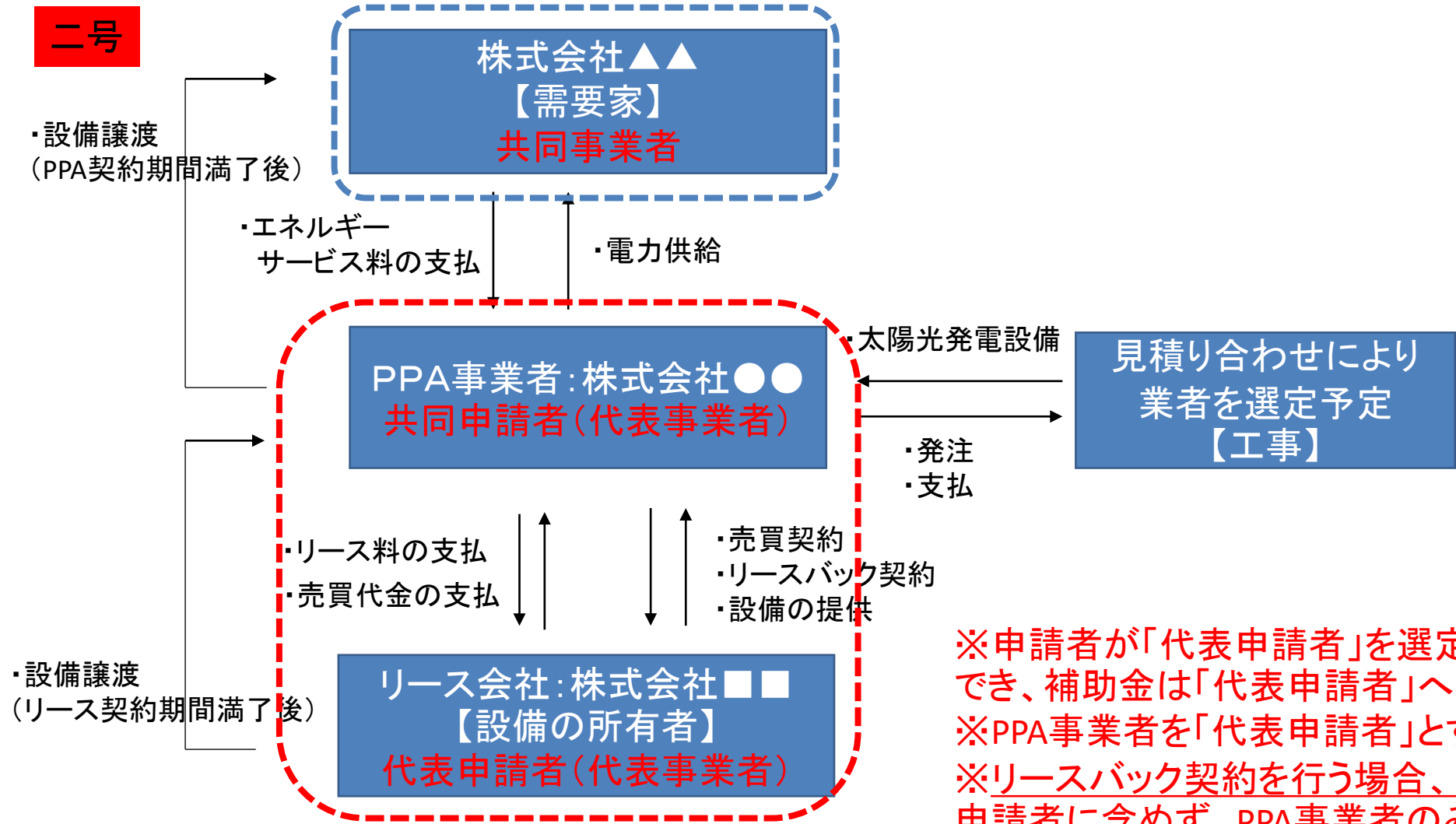
二号



※申請者が「代表申請者」を選定することができ、補助金は「代表申請者」への交付となる
※リース会社を「代表申請者」とすることも可

※申請時に、設備の設置場所、需要家及び申請者を含む全ての補助事業者が確定していること
※補助対象設備の発注先の工事会社等は未定でも可
(代表申請者の変更を含め、申請後の実施体制表の変更は認められないので注意すること)

事業の実施体制表 ※PPAにより太陽光発電設備を導入し、リースバック契約を伴う場合の記入例



※申請者が「代表申請者」を選定することができ、補助金は「代表申請者」への交付となる
 ※PPA事業者を「代表申請者」とすることも可
 ※リースバック契約を行う場合、リース会社を申請者に含めず、PPA事業者のみの申請とすることは不可

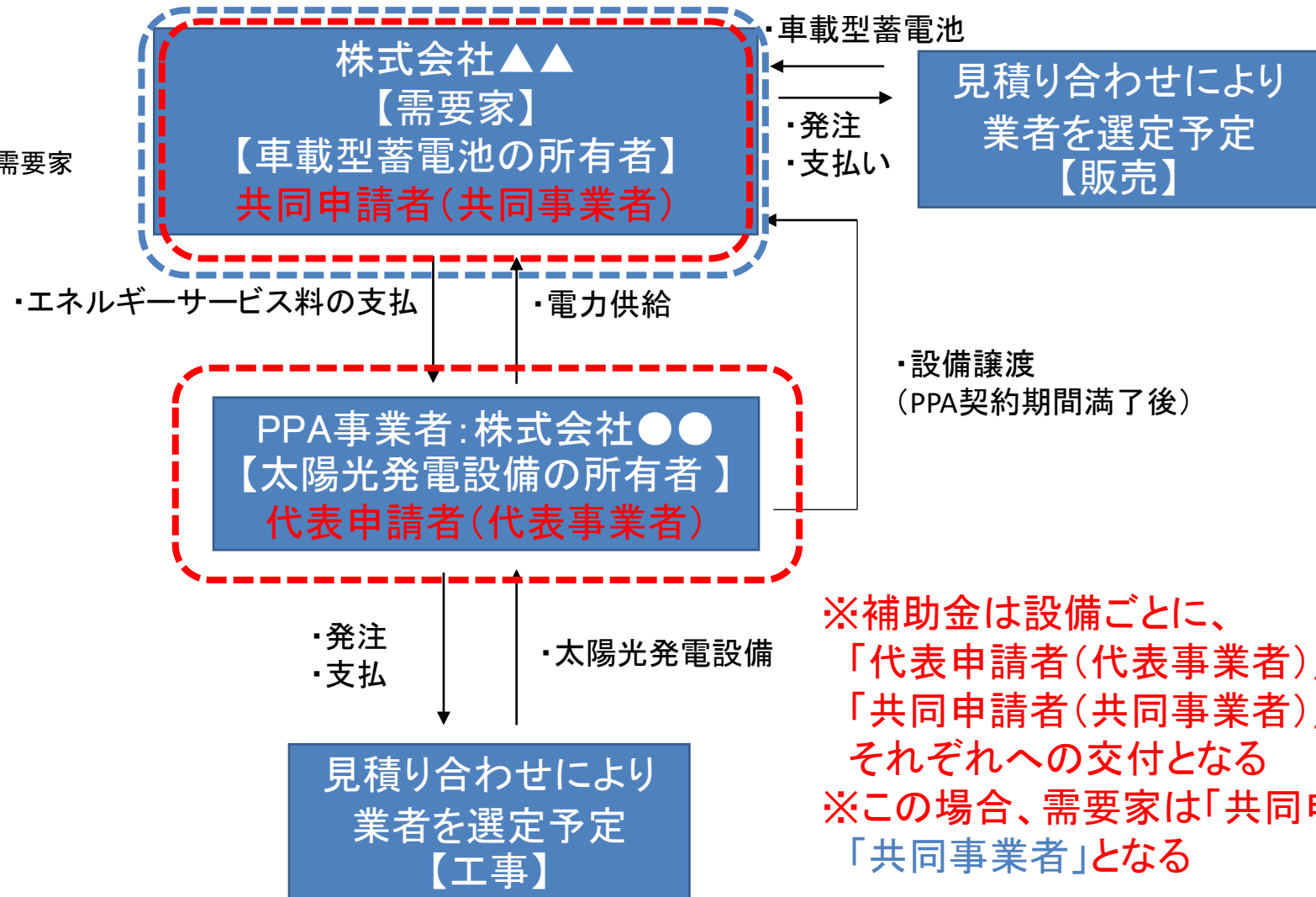
※申請時に、設備の設置場所、需要家及び申請者を含む全ての補助事業者が確定していること
 ※補助対象設備の発注先の工事会社等は未定でも可
 (代表申請者の変更を含め、申請後の実施体制表の変更は認められないので注意すること)

事業の実施体制表 ※PPAにより太陽光発電設備を導入し、車載型蓄電池を需要家が取得する場合の記入例

二号

〈設備の所有者〉

- ・定置用蓄電池または車載型蓄電池→需要家
- ・太陽光発電設備→PPA事業者



※補助金は設備ごとに、「代表申請者(代表事業者)」「共同申請者(共同事業者)」それぞれへの交付となる
※この場合、需要家は「共同申請者」かつ「共同事業者」となる

※申請時に、設備の設置場所、需要家及び申請者を含む全ての補助事業者が確定していること
※補助対象設備の発注先の工事会社等は未定でも可
(代表申請者の変更を含め、申請後の実施体制表の変更は認められないので注意すること)

D-5 契約関係資料【オンサイトPPAモデル、ファイナンスリース契約の場合】

〈PPA・ファイナンスリース契約書の留意事項〉

★は事業要件等のため必須

1. ★**交付規程**：交付規程を遵守する旨が記載されているか
2. ★**契約期間**：太陽光発電設備の法定耐用年数17年に対し、契約期間は17年以上か。17年未満の場合、設備の譲渡後などに需要家の責任で太陽光発電設備を本補助事業の目的に沿って継続して17年間使用する旨が明記されているか
3. ★**契約満了時の処置**：設備の無償譲渡や延長契約などについての取り決めがされているか
4. ★**設備譲渡後の処置**：太陽光発電設備等を譲渡する場合、譲渡を受けた者の責任において太陽光発電設備等の廃棄を行う必要があることが明記されているか
5. ★**【PPA契約の場合】補助金の5分の4以上の還元**：需要家への還元が必要な金額(総額)が明記され、還元方法を確認できるか。**契約期間中に需要家への補助金の還元額が補助金の5分の4に達しなかったときに、差額を需要家に支払う旨が明記されているか**
6. ★**【ファイナンスリース契約の場合】補助金の控除**：補助金相当分がリース料金から控除されることを確認できるか
7. ★**環境価値**：需要家に帰属させる旨が明記されているか

D-5 契約関係資料【オンサイトPPAモデル、ファイナンスリース契約の場合】

8. ★補助金の返還額：補助金の返還が発生した場合、補助金の代表申請者の責任で支払う旨が規定されているか。返還額は太陽光発電設備の残耐用年数期間に基づき算定する（例えば10年後に処分する場合、残耐用年数が7年間なので、17分の7を返還。日割り計算はせず、月割り計算となる。例えば、11か月目の処分なら12分の1を返還）ことが明記されているか
9. ★FIT・FIPの禁止：余剰電力を固定価格買取制度（FIT）によって売電せず、令和4年度に運用開始が予定されているFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないことを明記しているか
10. ★J-クレジットの禁止：J-クレジット制度への登録を禁止しているか
11. ★担保・質権設定の禁止：補助対象となる太陽光発電設備等に担保・質権設定がされていないか*（交付規程第8条第十四号）
12. サービス料金：契約期間中における電力単価等を見直す条項があるか
13. 電気主任技術者：選任する場合、業務の内容が明記されているか
14. 耐震基準：法令等で必要な基準を満たす建物か

* 補助対象設備を担保とした資金調達は不可

3-2. 公募期間

- 第1次：令和3年3月26日（金）～令和3年4月30日（金）正午まで【必着】
- 第2次：令和3年5月10日（月）～令和3年5月31日（月）正午まで【必着】
- 第3次：令和3年6月7日（月）～令和3年6月30日（水）正午まで【必着】
- 第4次：令和3年7月5日（月）～令和3年7月30日（金）正午まで【必着】
- 第5次：令和3年8月9日（月）～令和3年8月31日（火）正午まで【必着】
- 第6次：令和3年9月6日（月）～令和3年9月30日（木）正午まで【必着】

※予算額に達した場合はそれ以降の公募を実施しないことがある。

例えば第2次公募で予算に達した場合、第3次公募以降は実施しない見込み

3-3. 提出方法

〈郵送又は持参の場合〉

- 公募要領に定める応募に必要な書類 (紙1部・電子媒体1枚) を公募期間内に郵送又は持参により機構に提出すること
- 応募書類は封書に入れ、宛名面に**応募事業者名及び「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」**を朱書きで明記すること

〈メールの場合〉

- 応募書類 (Excel・PowerPoint・Word・PDFファイル) を公募期間内に supply@jigyo.eic.or.jp に送信すること
- 送信するデータの容量に十分注意すること。データの容量が多い場合は、オンラインストレージサービスを利用するなどして提出すること。メールで分割して送信する場合は、メールのタイトルに「**需要地：■■■ 1/4**」などと付すこと
- **メールの受信が確認できない申請は無効とする。**送信ミスには十分注意すること
- **締め切り日時を過ぎてからの提出は無効とする。**十分な余裕を持って提出すること
- **締め切り間際にメールを送信するとミスが起こりやすいので、遅くとも**締め切りの1日前までに提出することが望ましい

4. 事業の実施に係る留意事項

- 交付決定日より前に契約 (発注) した場合、補助金の交付の対象外となる。契約締結日 (発注日) が交付決定日より前の経費については、補助対象経費として認められないため、必ず交付決定日以降に契約 (発注) すること
- 交付決定を受ける日までに補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為 (発注先の選定等) を行うことは構わない
- 当該契約の相手方を選定するに当たっては、原則として競争原理が働く手続によらなければならない。最初から発注先を決めた上での随意契約は原則として認められない。見積り合わせを実施するなどして、適正なプロセスで発注先を決定すること

4-1. 補助対象外経費の例

- 気温計・日射計 (気象信号変換器箱・取付費用も補助対象外)
- 製品 (パワーコンディショナー等) の保証料 (■年保証)
- データ計測のための通信費 (通信料)
- 電力会社・消防署等への申請・届出・登録等に係る費用
- 安全フェンス等の設置に係る費用
- 既存設備の撤去費
- 売電に必要な経費 (売電メーターの設置費用、一般送配電事業者への工事負担金等)
- 普及啓発用機器 (モニター・ケーブル等)
- 数年で定期的に更新する消耗品 (例: 消火器)
- 設備の保守管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
- 建物の建設工事に係る基礎工事費用
- 低木の打払いや簡易な地ならしなどの整地に係る費用
- 盛土や土壌改良工事に係る費用
- 災害時にしか使用しない設備 (例: 非常用自家発電機)
- 浸水被害に対する措置費用

4-2. 補助事業における利益等排除

- 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合*、補助対象経費の実績額の中に補助対象事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられ、補助事業者自身から調達等を行う場合には、原価(当該調達品の製造原価など)**をもって補助対象経費に計上する必要がある

* 次のうち、(1)のみが本補助事業における利益等排除の対象となる

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社

** 補助対象経費に自社施工の工事費等が含まれる場合、利益が計上されていないことを示すこと
(経費の根拠が示されていない申請は不可。過去の実績額を用いる場合は、金額の根拠を確認できる契約書・請求書等を必ず提出すること)

5. 問い合わせ先

公募全般に対するお問い合わせは、必ず電子メールを利用し、下記の要領で電子メールをお送りください。問い合わせにあたっては、公募要領、Q&A、交付規定を熟読した上で、「公募要領●ページについて」など、具体的に質問箇所を挙げるようにしてください。

件名：【環境省補助金: ストレージパリティ】 ○○○について

本文：

- (1) 所属・氏名
- (2) 連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- (3) 質問内容

〈問い合わせ先〉

一般財団法人環境イノベーション情報機構 (EIC)

事業部 事業第二課

メールアドレス：supply@jigyo.eic.or.jp

ご清聴、ありがとうございました